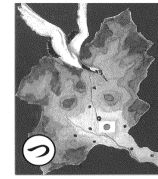




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月25日(金) 号外(第6号)

目次

ページ

条 例	
○群馬県部設置条例の一部を改正する条例(総務課)	2
○群馬県職員のサービスの宣誓に関する条例及び群馬県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	2
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(同)	3
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例(財政課)	4
○群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例(総務事務管理課)	5
○群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ振興課)	6
○群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(児童福祉・青少年課)	8
○群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	8
○群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(健康福祉課)	9
○群馬県社会福祉士及び介護福祉士法関係手数料条例の一部を改正する条例(介護高齢課)	10
○群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(障害政策課)	10
○群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(同)	11
○群馬県毒物及び劇物取締法関係手数料条例の一部を改正する条例(薬務課)	11
○群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(国保援護課)	12
○群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例(同)	12
○群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例(廃棄物・リサイクル課)	13
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(地域企業支援課)	14
○群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例(労働政策課)	15
○群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(観光魅力創出課)	16
○群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路管理課)	16
○群馬県道路構造条例の一部を改正する条例(同)	17
○群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例(会計管理課)	18
○群馬県立学校施設等整備基金条例(教育委員会管理課)	18
○群馬県立学校の入学金等に関する条例の一部を改正する条例(同)	19
○群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例(福利課)	20
○群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(学校人事課)	21
○群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(運転管理課)	21
○群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(経営戦略課)	22
○群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例(水道課)	23

■ 条 例

群馬県設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七号

群馬県設置条例の一部を改正する条例

群馬県設置条例（平成十九年群馬県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 脱炭素の推進その他の気候変動対策に関する事項

第二条第六号イ中「事項」の下に「（知事戦略部の主管に属する事項を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県職員の服務の宣誓に関する条例及び群馬県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八号

群馬県職員の服務の宣誓に関する条例及び群馬県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

（群馬県職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第一条 群馬県職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「なつた」を「なつた」に改め、「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前において」を削り、「に署名押印してからでなければ、その職務を行つては」を「を任命権者に提出しなければ」に改める。

様式中「印」を削る。

（群馬県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第二条 群馬県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年群馬県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「任命後知事の面前において、別記様式の宣誓書に署名押印してからでなければ、その職務を行つては」を「別記様式による宣誓書を知事に提出しなければ」に改める。

様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一 太

#### 群馬県条例第九号

#### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(1)を削り、同号イ(2)中「同一職」を「任命権者を同じくする職(以下「同一職」という。)」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)を同号イ(2)とする。

第二十八条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則等で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第三十一条の次に次の二条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第三十二条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第三十三条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部改正)

第一条 群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表八の項中「千八百円」を「千六百元」に改める。

(群馬県行政書士試験手数料条例の一部改正)

第二条 群馬県行政書士試験手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「七千円」を「一万四五百円」に改める。

(群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正)

第三条 群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表七の項イ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千四百円」に改め、同項ロ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「九千八百円」に改め、同項ハ及びニ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千四百円」に改め、同項ホ中「八千七百円」を「一万千三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同表十の項イ中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に改め、同項ロ中「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改める。

(群馬県電気工事士法関係手数料条例の一部改正)

第四条 群馬県電気工事士法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「二千五百円」を「二千七百円」に改める。

(群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第五条 群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表七の項ハ中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表九の項中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同表十五の項中「二万四千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

(群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部改正)

第六条 群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表法第十六条第一項に規定する宅地建物取引士資格試験を受けようとする者の項中「七千円」を「八千二百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請を行っている者の当該申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第十一号

#### 群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例(昭和三十二年群馬県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項各号列記以外の部分中「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、「(十八歳以上二十歳未満の子にあつては心身障害である者に限る。)」を削り、同項第二号中「(前号に規定する子に限る。)」を削る。

#### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」とする。

- 一 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和三十二年群馬県条例第三十四号。以下「退職年金条例」という。)(第二十一条第一項及び第二項の規定による増加年金について退職年金条例第四十一条第一項から第四項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第二項から第四項までの規定
- 二 施行日の前日において退職年金条例第四十六条第一項の規定による遺族年金について退職年金条例第五十一条第二項及び第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

2 施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている退職年金条例第四十六条第一項の規定による遺族年金に係る当該子に対する同項並びに退職年金条

例第四十八条及び第五十五条第一項の規定の適用については、退職年金条例第四十六条第一項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」と、退職年金条例第四十八条及び第五十五条第一項第四号中「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」とする。

第三条 施行日の前日において退職年金条例第五十一条第一号に規定する遺族年金についてこの条例による改正前の群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例附則第九条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する退職年金条例第五十一条第三項及びこの条例による改正後の群馬県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例(以下この条において「新昭和五十一年退職年金条例等改正条例」という。)(附則第九条第一項の規定の適用については、退職年金条例第五十一条第三項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」と、新昭和五十一年退職年金条例等改正条例附則第九条第一項第一号中「である子」とあるのは「である子(十八歳以上二十歳未満の子(婚姻した子を除く。))にあつては心身障害の状態にある者に限る。)」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十二号

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(昭和五十六年群馬県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項第二号中「十一月一日」を「十一月十五日」に、「翌年二月末日」を「翌年二月十五日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(伊香保リンクの夏期間の使用)

第二条の四の二 指定管理者は、伊香保リンクを前条に規定するスケート又はアイスホッケーの使用期間(以下「冬期間」という。)以外の期間(以下「夏期間」という。)において、スポーツ、レクリエーション、イベント開催等の目的に使用させることができる。

第二条の六第二項中「の開館時間」を「の冬期間における開館時間」に改め、同条に次の一項を加える。

3 伊香保リンクの夏期間における開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、開館時間の変更について事前の申請があり、かつ、施設等の管理に支障がないと認められるときは、開館時間を変更することができる。

第八条第一項中「別表第五又は別表第六」を「冬期間に使用する場合にあつては別表第五又は別表第六、夏期間に使用する場合にあつては別表第六の二」に改める。

別表第五(第八条関係)

伊香保リンクの施設使用料(冬期間)

区分		使用料
スケートに使用する場合	入場料を徴収しない場合	二時間につき 六二、八〇〇円
	入場料を徴収する場合	二時間につき 三七七、〇〇〇円

屋外リンク		屋内第一リンク		屋内第二リンク	
スケート以外に使用する場合	スケート又はアイスホッケーに使用する場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合
入場料を徴収しない場合	主たる参加者が県民である場合	主たる参加者が県民である場合	主たる参加者が県民である場合	主たる参加者が県民である場合	主たる参加者が県民である場合
二時間につき 一二五、六〇〇円	二時間につき 一五、〇〇〇円	二時間につき 一五、〇〇〇円	二時間につき 一五、〇〇〇円	二時間につき 一五、〇〇〇円	二時間につき 一五、〇〇〇円
入場料を徴収する場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合
二時間につき 三七七、〇〇〇円	二時間につき 三〇、〇〇〇円	二時間につき 三〇、〇〇〇円	二時間につき 三〇、〇〇〇円	二時間につき 三〇、〇〇〇円	二時間につき 三〇、〇〇〇円
入場料を徴収する場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合
二時間につき 八四、一〇〇円	二時間につき 八四、一〇〇円	二時間につき 八四、一〇〇円	二時間につき 八四、一〇〇円	二時間につき 八四、一〇〇円	二時間につき 八四、一〇〇円

附属設備	屋内第二リンク		屋内第一リンク		屋外リンク		区分	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	午前	午後
	一五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
規則で定める額	一五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

別表第五の注に次の一号を加える。  
 四 「主たる参加者が県民である場合」とは、県内に居住し、通勤し、又は通学する者が参加者の半数以上である場合をいう。  
 別表第六中「個人使用料」の下に「(冬期間)」を加え、「二、一五〇円」を「二、二五〇円」に、「八三〇円」を「九三〇円」に、「六二〇円」を「七二〇円」に、「四一〇円」を「五一〇円」に改める。  
 別表第六の次に次の一表を加える。  
 別表第六の二(第八条関係)  
 伊香保リンクの施設使用料(夏期間)

- 注一 午前とは九時から十三時までを、午後とは十三時から十七時までを、一日とは九時から十七時までをいう。
- 二 入場料を徴収する場合とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず入場者から対価を徴収する場合(入場者から徴収する対価が事業の実施に直接必要な費用の範囲内であると認められる場合を除く。)及び商品の売上高により招待券を発行する等営業宣伝その他これに類似する目的で使用する場合をいう。
- 三 準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、当該区分に定める額の二分の一に相当する額とする。
- 四 第二条の六第三項ただし書の規定により開館時間を変更する場合の同項本文に定める時間以外の時間及びやむを得ない理由によりあらかじめ承認された使用時間を超えて使用する場合のその超えた時間に係る使用料の額は、一時間(一時間に満たない時間は、一時間とする。)を単位として、九時から十七時まで使用した場合の使用料の額を時間割によつて計算して得た額とする。この場合において、その額に百円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 附 則  
 (施行期日)  
 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この条例の施行の際現に使用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第十三号

##### 群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

群馬県青少年健全育成条例(平成十九年群馬県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「(婚姻した女子を除く。)」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日前に婚姻をした十八歳未満の女子については、改正後の第十二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)附則第三条第二項の規定により婚姻をした女子については、改正前の第十二条第一号の規定は、なおその効力を有する。

4 この条例の施行前にした行為並びに附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第十四号

##### 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

第三十条第一項第四号イ中「児童福祉事業」を「相談援助業務(法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第三十八条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第五十九条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第九十三条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第一百一条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長(以下この項において「乳児院等の長」という。)として勤務している者については、この条例による改正後の群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務



している者とみなす。

(群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表第十三条の項中「児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十五号

群馬県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

群馬県民生委員の定数を定める条例(平成二十七年群馬県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表伊勢崎市の項中「三百三十人」を「三百三十三人」に改め、同表太田市の項中「三百七十五人」を「三百八十二人」に改め、同表館林市の項中「百六十六人」を「百六十八人」に改め、同表渋川市の項中「百九十人」を「百九十一人」に改め、同表藤岡市の項中「百三十九人」を「百四十二人」に改め、同表富岡市の項中「百十一人」を「百十二人」に改め、同表みどり市の項中「百十五人」を「百十九人」に改め、同表神流町の項中「二十二二人」を「二十一一人」に改め、同表甘楽町の項中「三十三人」を「三十八人」に改める。

附則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県条例第十六号**

**群馬県社会福祉士及び介護福祉士法関係手数料条例の一部を改正する条例**

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法関係手数料条例（平成二十四年群馬県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

別表の三の項中「附則第六条」を「附則第十三条」に、「附則第四条第二項」を

「附則第十一条第二項」に改め、同表の四の項中「附則第九条第一項」を「附則第十

六条第一項」に改め、同表の五の項中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第

一項」に改め、同表の六の項中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項

に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

**附 則**

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県条例第十七号**

**群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

**の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年群馬県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十八号

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年群馬県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県毒物及び劇物取締法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十九号

群馬県毒物及び劇物取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県毒物及び劇物取締法関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二号の登録を受けた毒物又は劇物の」を「毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「施行令」という。）第三十五条第一項の規定により毒物又は劇物の製造業、輸入業又は」に改め、同条第八号中「第二号の登録を受けた毒物又は劇物の」を「施行令第三十六条第一項の規定により毒物又は劇物の製造業、輸入業又は」に、「二千五百円」を「四千円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第二条第七号及び第八号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十号

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「十万分の三十八」を「零」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十一号

群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例

群馬県国民健康保険条例(平成三十年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「同条第二項」の下に「又は第四項」を加える。

第二十条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

附則第三項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

### 群馬県条例第二十二号

#### 群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第十三条第二項の規定による同項の処分等措置に要した費用(以下「処分等措置費用」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第二条 知事は、処分等措置費用を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第一項の規定により、納期限後二十日以内に、督促しなければならない。

2 前項の場合において、地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する期限は、督促状の発行の日の翌日から起算して十日以内の日とする。

(延滞金)

第三条 知事は、前条の督促をした場合は、その未納額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に千円未満の端数があるとき又はその金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第一項の延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金の減免)

第四条 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、前条第一項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(災害等による期限の延長)

第五条 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、処分等措置費用を納期限又は第二条第二項の期限までに納付することができないと認める場合には、その理由がやんだ日から二月以内に限り、地域、期日その他必要な事項を指定してこれらの期限を延長するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、処分等措置費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第三条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第二十三号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成十五年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三化学系の項中「八、六八〇円」を「七、九〇〇円」に改める。

別表第五分析の項中

一成分につき	一、二五〇円以上二五、五〇〇円以下 (一成分を超えるときは、その超える成分一成分ごとに一、二五〇円以上二五、五〇〇円以下の金額を加えた額)
一元素又は一〇水準につき	三六、五〇〇円以下 (二元素又は一〇水準を超えるときは、その超える一元素又は一〇水準ごとに二七、一〇〇円以下の金額を加えた額)

一成分につき	一、二五〇円以上二五、五〇〇円以下 (一成分を超えるときは、その超える成分一成分ごとに一、二五〇円以上二五、五〇〇円以下の金額を加えた額)
--------	--

〇円」を「七、七〇〇円」に、「九、四二〇円」を「七、七〇〇円」に改める。  
別表第七試験の項中「二八、一〇〇円」を「五二、五〇〇円」に改め、同項に次のように加える。

一時間につき	六二〇円以上一、三一〇円以下 (一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに一、〇八〇円以下の金額を加えた額)
--------	--

別表第七加工の項中

一件一、〇〇〇円につき	三〇〇円以上三五〇円以下
一件一メートルにつき	一、一〇〇円以下

一件一メートルにつき	一、一〇〇円以下
------------	----------

一時間につき	一、五六〇円以下
--------	----------

五〇円」の下に「以上四、〇七〇円」を加え、同項に次のように加える。

別表第七分解及び設計の項中「六、一七〇円」を「四、八六〇円」に改め、同表デザインの調整の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第三の規定は、この条例の施行の日以後にされる使用の申請に係る使用料について適用し、同日前にされた使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表第五及び別表第七の規定は、この条例の施行の日以後にされる試験等の依頼に係る手数料について適用し、同日前にされた試験等の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第二十四号

#### 群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表実技試験の項中「在校生以外」を「在職中」に、「三十五歳」を「二十五歳」に改め、「おいて同じ。」の下に「(次号に掲げる者を除く。)」を加え、「在校生で」を「在職中の者で」に、「もの 次号」を「もの(在校生に限る。)」に「次号」に改め、同表注を次のように改める。

注一 この表において「在職中の者」とは、二級又は三級の実技試験の受験の申請をした日において雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者である者をいう。

注二 この表において「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校、各種学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学している者

ロ 法に規定する公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校又は認定職業訓練施設において訓練を受けている者。ただし、公共職業能力開発施設において訓練を受けている者のうち短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練(以下「短期訓練課程」という。)を受けている者及び認定職業訓練施設において訓練を受けている者のうち短期訓練課程を受け、又は就職している者を除く。

ハ 知事がイ又はロに掲げる者に準ずると認められる者

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十五号

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年

群馬県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「を別表のとおり」を「として、烏川河川玉村運動場を佐波郡玉村町に」に改める。

別表を削る。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十六号

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

群馬県道路占用料徴収条例（昭和二十八年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

その他のもの	法第三十二条第一項第三号に掲げる施設				
	法第二項第五号に規定する自動車運行装置による検知の対象として設置する他の線類		法第二項第五号に規定する自動車運行装置による検知の対象として設置する他の柱類		道路の構造又は交通の状況を表す標柱その他の柱類
	地下に設けられるもの	地上に設けられるもの	長さメートルにつき一年	一本につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年
一、三〇〇円	三九〇円	六五〇円	一、〇〇〇円	一三元	四円
九一〇円	二七〇円	四六〇円	七三〇円	九円	三元
七六〇円	一三〇円	三八〇円	六一〇円	八円	二元
六八〇円	二〇〇円	三四〇円	五四〇円	七円	二元



別表法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設の項中「第三十二条第一項第三号及び第四号」を「第三十二条第一項第四号」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県道路構造条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十七号

群馬県道路構造条例の一部を改正する条例

群馬県道路構造条例(平成二十四年群馬県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 自動運行補助施設

第四十四条の次に次の一条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第四十五条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。)は、群馬県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第七号)で定める基準に適合する構造とするものとする。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第二十八号

群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「規則」を「規則等(規則及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。)」に改め、同条各号を次のように改める。

一 物品を借り入れる契約であつて、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるものうち規則等で定めるもの

二 役務の提供を受ける契約であつて、毎年、年間を通じて当該役務の提供を受けなければならないものうち規則等で定めるもの

第三条中「規則」を「規則等」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県立学校施設等整備基金条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第二十九号

群馬県立学校施設等整備基金条例

#### (趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、群馬県立学校施設等整備基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第二条 県立学校の施設又は設備の整備に要する経費の財源に充てるため、群馬県立学校施設等整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

#### (積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

#### (管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

#### (繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第七条 基金は、第二条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

#### (委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県立学校の入学料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十号

群馬県立学校の入学料等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立学校の入学料等に関する条例(昭和二十三年群馬県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「保護者」の下に「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者をいう。)」その他の県立学校に在学する者の就学に要する経費を負担すべき者」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き群馬県立学校の入学料等に関する条例第五条第一項に規定する県立学校に在学する者(同日前において成年に達していた者に限る。)に係る授業料の徴収については、改正後の第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一 太

### 群馬県条例第三十一号

#### 群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項各号列記以外の部分中「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、「(十八歳以上二十歳未満の子にあつては、重度障害の状態にある者に限る。)」を削り、同項第二号中「(前号に規定する子に限る。)」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例(昭和二十八年群馬県条例第七号。以下「退職年金条例」という。)(第二十六条第一項の規定による増加年金について同条第三項において準用する恩給法(大正十二年法律第四十八号)第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する退職年金条例第二十六条第三項において準用する恩給法第六十五条第三項から第五項までの規定の適用については、これらの規定中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子(婚姻シタル子ヲ含ム)」とする。

2 施行日の前日において退職年金条例第三十五条の規定による遺族年金について退職年金条例第三十九条第二項及び第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する同項の規定の適用については、同項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」とす

る。

3 施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている退職年金条例第三十五条の規定による遺族年金に係る当該子に対する退職年金条例第三十六条第一項、第三十七条及び第四十四条第一項の規定の適用については、退職年金条例第三十六条第一項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」と、退職年金条例第三十七条及び第四十四条第一項第四号中「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」とする。

第三条 施行日の前日において退職年金条例第三十九条第一項第一号に規定する遺族年金についてこの条例による改正前の群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例等の一部を改正する条例附則第七条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する退職年金条例第三十九条第三項及びこの条例による改正後の群馬県教職員退職年金及び退職一時金条例等の一部を改正する条例(以下この条において「新昭和五十一年退職年金等改正条例」という。)(附則第七条第一項の規定の適用については、退職年金条例第三十九条第三項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」と、新昭和五十一年退職年金等改正条例附則第七条第一項第一号中「である子」とあるのは「である子(十八歳以上二十歳未満の子(婚姻した子を除く。))にあつては重度障害の状態にある者に限る。)」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十二号

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(群馬県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 群馬県立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二、八五二人」を「二、八二三人」に、「三、二八八

人」を「三、二五九人」に改め、同項第三号イ中「七九七人」を「八二四人」に、「八四五人」を「八七一人」に改め、同号ロ中「六六四人」を「六三七人」に、「七九二人」を「七六五人」に改め、同条第二項第三号中「育児休業又は」を削り、

同項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業に伴い臨時的に任用され、又は任期を定めて採用された学校職員

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「六、三七一人」を「六、三二八人」に、「三七七人」を

「三六八人」に、「三一八人」を「三一六八人」に、「六、七二六人」を「六、六八〇

人」に改め、同項第二号中「三、八八三人」を「三、八六七人」に、「二五人」を

「二四人」に、「一八三人」を「一八四人」に、「四、〇九一人」を「四、〇七五

人」に改め、同条第二項第二号中「任用された」を「任用され、又は任期を定めて採用された」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十三号

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八の二の項中「又は第一百一条の四第二項」を削り、「七百五十円」を「千五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

八の三 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査を受けようとする者 三千五百五十円

運転技能検査手数料

別表第一の二十六の項中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改め、同表二十七の項を次のように改める。

<p>二十七 法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第九十七条の四第三項の規定の適用を受ける者</p>	<p>法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第九十七条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習</p>	<p>六千四百五十円</p>
	<p>普通自動車対応免許を受けている者(法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第九十七条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。)(又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	<p>二千九百円</p>

別表第一の二十七の二の項中「又は第百一条の四第二項」を削り、「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同表二十八の二の項中「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

二十八の三 法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習を受けようとする者	講習一時間について 二千円
-------------------------------------	------------------

別表第一の二十九の項を次のように改める。

二十九 法第百八条の二第二項の規定により行われる講習で講習規則に定める基準に適合するものを受けようとする者	特定任意高齢者講習（講習規則第一条に定める基準に適合する講習をいう。）	六千四百五十円（普通自動車対応免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習にあつては、二千九百円）
	特定任意講習（講習規則第二条に定める基準に適合する講習をいう。）	千三百五十円

別表第一の三十の項中「又は法第百八条の三の二に係る」を「第百八条の三の二又は第百八条の三の三の規定による」に改める。

附則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十四号

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十三年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「休日勤務手当」の下に「宿日直手当」を加える。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十五号

群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例

群馬県工業用水道条例(昭和四十年群馬県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表渋川工業用水道の項中「二円」を「二円」に、「二十六円」を「二十八円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二十七条第一項の表の規定は、令和四年四月分として算定する工業用水道料金から適用し、同年三月分として算定する工業用水道料金については、なお従前の例による。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---